被爆地ヒロシマが被曝を拒否する

－過去は変えられないが未来は変えられる－

伊方原発運転差止広島裁判

2021 7/21 水 仮処分

広島地方裁判所
伊方原発３号機運転差止 新規仮処分 非公開

第５回審尋期日

勝てば伊方３号即停止

2021年7月21日当日スケジュール

13:30	広島弁護士会館２F 大会議室　開場
13:35	広島地裁南西交差点　集合
13:40	広島地裁へ乗込行進 審尋出席者送り出し　おうえんにきてください！
14:00	第５回審尋開始 非公開
(14:00)	規制基準のイカサマについておしゃべり会（広島弁護士会館）　楽しく おしゃべりしましょう
15:00頃	記者会見・報告会開始
	※この日に決まる次回期日が結審になる可能性があり、現在山場を迎えています。
16:30頃	終了予定

※新型コロナ感染拡大状況によっては、おしゃべり会や記者会見・報告会など、取組みを中止いたします。予めご了承ください。変更等が発生しましたら web サイトでお知らせいたします。

【主催】伊方原発広島裁判事務局
〒733-0012 広島市西区中広町 2-21-22-203
E-mail：saiban_office@hiroshima-net.org
URL: https://saiban.hiroshima-net.org
090-7372-4608

報告会はぜひZOOMで遠隔参加を

hek@hiroshima-net.org

お申し込みの際、件名を「7.21 報告会参加」とし、①お名前②所在地（県・市など）③連絡先電話番号をご連絡ください。事務局から後ほどＵＲＬやパスワードなどをお送りします。

申込締切日：2021年7月19日（月）

2021 8/30 月 本訴

次回本訴期日のお知らせ

第25回口頭弁論期日
第８陣原告提訴 新原告募集

「自分や家族の健康を守る」「土地・財産・商売・家を守る」「漁場の瀬戸内海を守る」理由はみんな様々です。一緒に裁判で闘ってくれる方を募っています。事務局まで御連絡ください。

原発耐震基準策定のイカサマ

「地震は予知予測できない！」

原子力規制委員会の原発耐震基準の策定方法は「当該敷地を襲う最大の地震動は精度良く、予測できる」ことを前提に組み立てられています。

これがとんでもない「イカサマ手法」であることを説明するのがこのチラシです。

地震列島日本で最も警戒すべきは地震

地震列島日本では、最も警戒すべき自然災害は「巨大地震だ」といっても差し支えありません。
原発においても、最も警戒すべき自然災害は地震です。

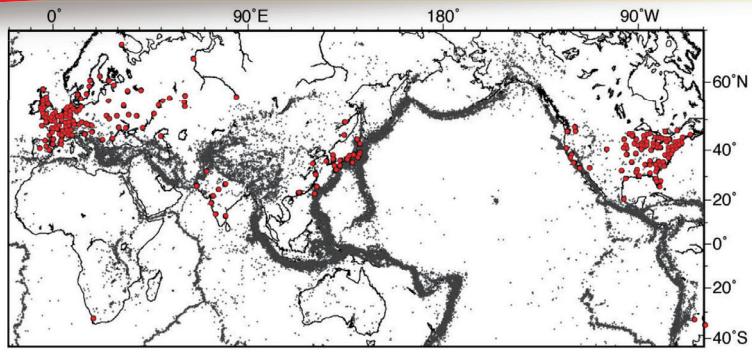

図１　世界の地震と原子力発電所の分布．グレーの点は，1990年1月1日から2013年11月30日までのM4.0以上，深さ40km以下の地震15万8761個の震央を，米国地質調査所のPDEとQEDによってプロットしたもの（作図：原田智也）．白丸は，2010年1月現在の世界の原子力発電所（原子力資料情報室（2010）による．ブラジルの原発1ヶ所が図の外側にある）．
注：原図の白丸を赤丸に加工（伊方原発広島裁判原告団事務局）

裏面に続く

原発耐震基準策定のイカサマ
「地震は予知予測できない！」

表面より続き

新規制基準、耐震基準策定の手法

2013 年７月に施行された新規制基準では、原発の耐震設計は、敷地ごと（場合によれば原子炉ごと）に、**将来襲うであろう最大の地震動（地震の揺れ）を予測**し、その揺れに対して安全機能が損なわれないように耐震設計されます。この最大のことを原子力業界の用語で「基準地震動」といいます。単位は加速度の単位で「ガル」です。

いわば「基準地震動」が原発耐震設計の基準です。四国電力伊方原発の場合でいうと 650 ガルが基準地震動で、伊方原発は 650 ガルまでの地震動に対してその安全機能が損なわれない、ことになっています。

大規模地震の耐震基準

将来襲うであろう最大の地震動を予測して「基準地震動」を設定している（原子力業界だけ）

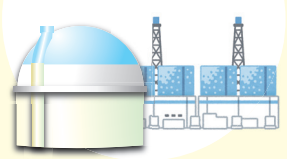

「地震」は予知予測できるのか？

「基準地震動」（伊方原発を襲う最大最強の地震動）は仮説と推測に基づいて計算によって求められます。それが新規制基準の定めです。

ここで大きな疑問が湧いてきます。一体、その敷地を襲う最大の地震動を予測して精確に求められるのだろうか？

かつて日本の地震学では、地震はある程度予測できると信じられた時代がありました。つい 80 年代までのことです。どこで地震が起こりそうだとか、大体いつ頃起きるかはわかる、と信じられていたのです。気象庁にも「地震予知課」という部署がありました。（今は廃止になっています。）

阪神・淡路大震災の衝撃

【写真出典】神戸市の web サイトより

当時地震学者は「地震は予知予測できる」と自信満々でした。

この地震学者の自信が粉々に打ち砕かれるのが、1995 年の阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）でした。起きるはずのない場所で、起こる筈のない巨大地震が起きたからです。

地震学者が受けた衝撃はそれに止まりません。阪神・淡路大震災による被害のあまりの大きさに、大きな衝撃を受けたのです。同時に**「地震は予知予測できない」と結論**するに至りました。現在地震の専門家たちは、「予想震源域」や「発生確率」は公表するものの、**「日本列島、いつ、どこで巨大地震が発生しても不思議ではない。」**と必ず付け加えます。

「地震は予知予測できない」が常識となる

「大規模地震対策特別措置法」（「大震法」）という法律があります。1978 年（昭和 53 年）成立で、大規模地震の予知は可能であることを前提にした法律です。

2017 年９月、政府の中央防災会議のある専門家グループは（検討 WG）は、最終報告書をまとめ、**「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、**（大震法の）**地震防災応急対策が前提としている確度の高い地震の予測はできないため、大震法に基づく現行の地震防災応急対策は改める必要がある」**と政府に報告し、政府もこれを了承しました。

つまり**「地震は予知予測できない」は、地震学者ばかりでなく、日本政府も含む幅広い共通知見**となったのです。

新規制基準の「イカサマ」のからくり

新規制基準の原発耐震基準は「基準地震動」でした。その基準地震動は計算して予測して決めるのでした。しかもその基準地震動は、全国一律ではなく、敷地ごと、場合によれば原子炉ごとに決めるのでした。この考え方の根底にあるのが、「地震動は精確に予測できる」という昔の地震学の考え方です。

「確度の高い予測」はできないのです。にもかかわらず**原子力規制委員会は、「確度の高い予測はできる」ことを前提にした規制基準を策定**しています。５人の原子力規制委員は、「確度の高い予測」はできないことを知らないのでしょうか？

規制委５人の委員がそれほど無能とは思えません。知っているのです。「確度の高い予測」ができないことを知りつつ、「確度の高い予測」ができることを前提とする基準を作っているのです。

「確度の高い予測」ができないにも関わらず、現在の規制基準は、「確度の高い予測」である「基準地震動」の策定を求め、それを原発の耐震基準としている、これが新規制基準の「イカサマ」のからくりです。

（さらに詳細な「イカサマ」のからくりを説明したパンフレット「原子力規制委員会の新規制基準－原発耐震基準策定のイカサマ」を作成しました。合わせて参照ください。）

私たちの活動はみなさまの御寄付で支えられております
この場をかりて、厚く御礼申し上げます。

【振込先：ゆうちょ銀行の御案内】（ゆうちょダイレクトのご利用をお奨めします）

□座名◆ 伊方原発広島裁判応援団
イカタゲンパツヒロシマサイバンオウエンダン

□座記号番号◆ ０１３６０－８－１０４４６５

他行からの振り込み◆ 【店名（店番）】一三九（１３９） 【預金種目】当座
【口座番号】０１０４４６５

伊方原発広島裁判事務局 〒733-0012 広島市西区中広町 2-21-22-203 電話：090-7372-4608
E-mail：saiban_office@hiroshima-net.org URL: https://saiban.hiroshima-net.org